

関西学院大学大学院貸与奨学生規程

(目的)

第1条 学校法人関西学院は、関西学院大学大学院学生で経済的理由により修学困難な者を援助するために、関西学院大学大学院貸与奨学生（以下「奨学生」という。）を設定する。

(種類)

第2条 奨学生は、緊急時貸与奨学生とする。

(資金)

第3条 奨学生の資金は、次の各号をもってこれにあてる。

- 1 寄付金
- 2 学院の経常収入
- 3 本規程に定める返還金

(資格)

第4条 奨学生を受ける者の資格は、大学院各課程に在学する正規の学生及び特別学生（社会人・外国大学卒業者・一般）であつて、下記の条件を満たしていること。ただし、関西学院大学奨学生選考内規を別途定める。

- 1 修学の継続を目指している者であること。
- 2 学費未納者であり、家計事情等やむを得ない理由により学費納入が著しく困難であると認められた者であること。

(年額及び交付)

第5条 奨学生の年額は、授業料、実験実習費及び教育充実費の合計額に相当する額を上限とする。ただし、万円未満は切り捨てる。なお、貸与する奨学生総額の限度額については別途定める。

- 2 奨学生の交付は、随時とする。

(期間)

第6条 奨学生を貸与する期間は、家計状況により就学が著しく困難となった年度限りとする。

(採用)

第7条 関西学院大学大学院貸与奨学生（以下「奨学生」という。）の採用は、応募者の中から大学院奨学生委員会委員長（以下「委員長」という。）が決定し、大学院奨学生委員会が承認する。

(異動)

第8条 奨学生又は奨学生であった者が、次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届け出なければならない。

- 1 奨学生を辞退するとき
- 2 休学又は退学するとき
- 3 本人、連帯保証人及び保証人の氏名、住所、勤務先その他重要な事項に変更があったとき

(交付の停止)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、奨学生の交付を停止する。

- 1 奨学生を辞退したとき
- 2 休学又は退学したとき
- 3 委員会が奨学生として不適当と認めたとき

(借用証書)

第10条 奨学生として採用されたときは、奨学生借用証書及び奨学生返還明細書を提出しなければならない。

(返還)

第11条 奨学生又は奨学生であった者が、各課程の標準修業年限に達した日又は退学した日の翌日から貸与年数の4倍の年数以内に、奨学生の全額を返還しなければならない。

- 2 前項の奨学生の返還は、年賦の方法によるものとする。
- 3 この奨学生は無利子とする。

(返還猶予)

第12条 奨学生であった者が、次の各号の一に該当する場合、願出によって奨学生の返還を猶予することがある。

- 1 大学院に在学するとき
- 2 傷い疾病等によって返還が著しく困難となったとき

3 大学院研究員で返還が著しく困難となったとき

4 専門職大学院研修員で返還が著しく困難となったとき

第13条 奨学生の返還猶予を受けようとする者は、年度ごとに次の各号の書類を添付して奨学生返還猶予願を提出し、委員長の承認を得なければならない。

1 在学証明書（前条第1号に該当する者）

2 医師の診断書又はその事由を証明する書類（前条第2号に該当する者）

3 研究科委員会がその事由を証明する書類（前条第3号に該当する者）

（返還免除）

第14条 奨学生又は奨学生であった者が死亡したときは、その奨学生の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがある。

2 奨学生の返還免除を受けようとするときは、連帯保証人は本人の死亡を証明する書類を添付し、奨学生返還免除額を提出し、委員長の承認を得なければならない。

（所管）

第15条 この規程の奨学生に関する事項は大学院奨学生委員会が所管し、事務は学生活動支援機構事務部において行う。

（細則）

第16条 この規程の施行についての必要な事項は、細則で定める。

（規程の改廃）

第17条 この規程の改廃は、大学院奨学生委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

1 この規程は、1979年（昭和54年）4月1日から施行する。

略

22 この規程は、2019年（平成31年）4月1日から改正施行する。

関西学院大学大学院貸与奨学生規程細則

（募集時期）

第1条 関西学院大学大学院貸与奨学生（以下「奨学生」という。）の募集は、隨時行う。

（申請手続）

第2条 関西学院大学大学院貸与奨学生（以下「奨学生」という。）の貸与を受けようとする者は、次の各号の書類を大学院奨学生委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

1 所定の願書

2 家庭の経済状況を証明するもの

3 その他必要な書類

（選考基準）

第3条 奨学生の選考は、本人の経済状況、家庭の経済状況及び学業に対する熱意による。

（採用通知）

第4条 奨学生の採用通知は、委員長から本人に通知する。

（返還方法）

第5条 奨学生の返還は、奨学生返還明細書にしたがって行う。

（事務担当者会議）

第6条 委員長が必要と認める場合、奨学生事務担当者会議を招集することができる。

（細則の改廃）

第7条 この細則の改廃は、大学院奨学生委員会の議を経て大学評議会で決定する。

附 則

1 この細則は、1979（昭和54年）4月1日から施行する。

略

8 この細則は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

関西学院大学大学院外国人留学生奨学金規程

(目的)

第1条 学校法人関西学院は、関西学院大学大学院外国人留学生（以下「外国人留学生」という。）で成績優秀な者又は前途有望で学資に乏しい者を援助するために関西学院大学大学院外国人留学生奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

(資格)

第2条 この規程に定める外国人留学生とは、出入国管理及び難民認定法「留学」に該当する者、及び研究科が外国人留学生と認めた者をいう。ただし、交換学生、聴講生、科目等履修生、委託生、研究員、国費外国人留学生及び外国政府の派遣する外国人留学生については、支給対象から除くものとする。

2 奨学金を受給できる期間は、標準修業年限内とする。

3 外国人留学生は、大学院支給奨学金、大学院貸与奨学金に出願することができない。また、原則として法科大学院支給奨学金の受給資格を持たない。

(種類)

第3条 奨学金の種類は、入学前予約採用及び入学後採用とする。入学前予約採用は、入学後、特に研究成果が期待できる者に支給する。

1 入学前予約採用の年額は、授業料の50%相当額とする。

2 入学後採用の年額は、授業料の35%相当額とする。

2 奨学金額は、千円未満を切り捨てる。

3 奨学金の交付は、春・秋学期毎とする。

4 学費未納の場合は、この奨学金を学費の一部に振り替えるものとする。

(期間)

第4条 奨学金を支給する期間は、1年間とする。

(採用)

第5条 奨学生の採用は、入学前予約採用については研究科の推薦により、大学院外国人留学生奨学金委員長（以下「委員長」という。）が決定する。なお、この決定は大学院外国人留学生奨学金委員会（以下「委員会」という。）で報告する。入学後採用については応募者の中から研究科の推薦により、委員会で決定する。

(委員会)

第6条 委員会は、国際教育・協力センター長、教務機構副機構長、学生活動支援機構副機構長、国際教育・協力センター副長、国際連携機構事務部長、国際連携機構事務部次長、国際連携機構事務部課長（留学生支援担当）、学生活動支援機構事務部課長（学生課担当）、及び各研究科副委員長又は副研究科長をもって構成し、国際教育・協力センター長を委員長とする。ただし、委員長が必要と認める場合には、大学院外国人留学生奨学金事務担当者の出席を求めることができる。

(異動)

第7条 奨学生が、次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届け出なければならない。

1 奨学金を辞退するとき。

2 入学を辞退するとき。

3 休学又は退学するとき。

(交付の停止)

第8条 奨学生が、次の各号の一に該当する場合、奨学金の交付を停止する。

1 奨学金を辞退したとき。

2 入学を辞退したとき。

3 休学又は退学したとき。

4 委員会が奨学生として不適当と認めたとき。

2 前項第4号に該当する場合には、奨学金の返還を求めることができる。

(所管)

第9条 この規程の奨学金に関する事項は、委員会が所管し、事務は国際連携機構事務部において行う。

(細則)

第10条 この規程の施行について必要な事項は、関西学院大学大学院外国人留学生奨学金規程細則で定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会及び大学評議会の議を経て、理事会で決定する。

附 則

1 この規程の制定をもって関西学院大学・大学院外国人留学生奨学金規程を廃止する。

略

14 この規程は、2017年（平成29年）4月1日から改正施行する。

関西学院大学大学院外国人留学生奨学金規程細則

(募集時期)

第1条 入学後採用の募集は、原則として春学期入学生は4月、秋学期入学生は9月に行う。ただし、復学者は復学した学期に行う。なお、入学前予約採用の募集は行わず研究科の推薦によるものとする。

(申請手続)

第2条 奨学金の支給を受けようとする者は、所定の書類を大学院外国人留学生奨学金委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

(選考基準)

第3条 選考基準は、学力・研究業績、大学院の入試成績、人物及び本人の経済状況による。ただし、関西学院大学大学院外国人留学生選考内規を別に定める。

(採用通知)

第4条 奨学生の採用通知は、委員長から研究科を経て本人に通知する。

(事務担当者会)

第5条 委員長が必要と認める場合には、大学院外国人留学生奨学金事務担当者会を招集することができる。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、大学院外国人留学生奨学金委員会の議を経て大学評議会で決定する。

附 則

1 この細則の制定をもって外国人留学生奨学金規程細則を廃止する。

略

6 この細則は、2017年（平成29年）4月1日から改正施行する。

関西学院特別支給奨学金規程

(目的)

第1条 学校法人関西学院は、法人の設置する各学校・幼稚園に在学する園児、児童、生徒、学生又は大学院学生で、家計等の急変により修学が著しく困難な者を援助するために、関西学院特別支給奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

(資金)

第2条 学校法人関西学院が5億円を拠出し、その果実をもって奨学金に充てる。

(資格)

第3条 奨学金を受ける者の資格は、第1条に規定する各学校・幼稚園に在学する正規の園児、児童、生徒、学生又は大学院学生で、家計等の急変により修学が著しく困難な者とする。

(金額)

第4条 奨学金の金額は、学費相当額（授業料、研究（教育）資料費、実験実習費、教育充実費及び冷暖房費）の2分の1（千円未満切捨て）又は40万円のうち、いずれか少ないほうの金額を限度とする。ただし、他の学内奨学金と重複する場合、それらの合計額が学費相当額を越えないものとする。

(期間)

第5条 奨学金を支給する期間は、家計等の急変により修学が著しく困難となった年度限りとする。

(申請、採用、異動、交付の停止等)

第6条 奨学金の申請、採用、異動、交付の停止等は、各学校・幼稚園の特別支給奨学金規程又は奨学金規程に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程に関する事務は法人部法人課で行ない、改廃は常務委員会の議を経て、理事会で決定する。

附 則

この規程は、2011年（平成23年）10月14日から施行する。

関西学院大学大学院特別支給奨学金規程

（目的）

第1条 学校法人関西学院は、関西学院大学大学院学生で家計等の急変により学費納入が極めて困難な者を援助するために、関西学院大学大学院特別支給奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

（資金）

第2条 関西学院特別支給奨学金規程第2条に準ずる。

（資格）

第3条 奨学金を受けるものの資格は、大学院に在学する正規の学生で、次の各号の一に該当する家計事情により学費納入が極めて困難な者とする。なお、その事情は発生したときから原則として1年以内を対象とする。

- 1 主たる家計支持者が死亡又は離別したとき。
- 2 主たる家計支持者が会社等の倒産等により解雇され、又は早期退職したとき。
- 3 主たる家計支持者が破産したとき。
- 4 病気、事故、経営不振その他家計急変の事由により、応募者の属する世帯の家計の生計が著しく困難になったとき。
- 5 火災、風水害、震災等の災害により激甚災害指定地域・災害救助法・天災融資法等の適用を受け著しい被害又はこれらに準じる程度の被害を受けたことにより、応募者の属する世帯の家計の生計が著しく困難になったとき。

（年額及び交付）

第4条 関西学院特別支給奨学金規程第4条に準ずる。

- 2 奨学金は春学期分、秋学期分（各年額の1/2）を春学期に一括交付する。
- 3 学費未納の場合は、この奨学金を学費の一部に振替えるものとする。

（期間）

第5条 奨学金を支給する期間は、家計等の急変の事由により学費納入が極めて困難となった年度限りとする。また、この奨学金の採用は、原則として1回限りとする。

（申請）

第6条 奨学金の支給を受けようとする者は、所定の書類を学生活動支援機構（以下「機構」という。）事務部を経て大学院奨学金委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

（採用）

第7条 関西学院大学大学院特別支給奨学生（以下「奨学生」という。）の採用は、応募者の中から機構の推薦により大学院奨学金委員会（以下「委員会」という。）で決定する。

（異動）

第8条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届け出なければならない。

- 1 奨学金を辞退するとき。
- 2 休学又は退学するとき。

（交付の停止）

第9条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、奨学金の交付を停止する。

- 1 奨学金を辞退したとき。
 - 2 休学又は退学したとき。
 - 3 委員会が奨学生として不適当と認めるとき。
- 2 奨学金の交付後に前項第2号、第3号に該当する場合、奨学金の返還を求める。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

（所管）

第10条 この規程の奨学金に関する事項は委員会が所管し、事務は機構事務部にて行う。

（細則）

第11条 この規程の施行について必要な事項は細則で定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

1 この規程は、2011年（平成23年）12月9日から施行する。

略

4 この規程は、2015年（平成27年）4月1日から改正施行する。